

小田原支部報

令和 6 年 3 月 31 日発行

報告

第 4 回研修会の開催



令和 6 年 3 月 30 日（土）午後 2 時 30 分より、UMECO 会議室 7 に於いて、令和 5 年度第 4 回研修会が開催されました。支部会員 19 名が参加、小関副支部長の司会進行のもと、行政書士 ADR センター神奈川より、運営委員の渡邊茂実氏をお招きし、「ADR の概観～行政書士の関わりと実務への適用～」と題した講演を行って頂きました。

裁判外紛争解決手続き（Alternative Dispute Resolution）とは訴訟手続きによらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続き。ADR はあくまで当事者自らが納得した上で解決を目指すものであり、公正な第三者（調停人）には当事者間の対話をコーディネートする力が求められることを力説頂きました。また、特定和解など強制執行を可能にする新ルールにも言及頂きました。

行政書士 ADR センター神奈川では、「外国人の職場環境・教育環境に関する紛争」「自転車事故に関するトラブル」「ペットに関するトラブル」「賃貸住宅に関するトラブル」の四つの専門分野を定めており、我々行政書士は調停人研修の受講を経て、公正な第三者（調停人）として活躍の場が設けられているとのことでした。

対話促進型の調停を通じて実情に沿った解決・簡易迅速で廉価な解決を導く ADR の仕組みを学習するたいへん良い機会になったのではないのでしょうか。

研修会終了後の懇親会では講師の渡邊茂実氏、同じく行政書士 ADR センター神奈川運営委員の松村綾子氏も交えて、「炭火やきとり快」に一同に会しました。松村氏からは「裁判は大変だからと泣き寝入りする人を少しでも減らしたい」と ADR 普及に向けた想いを語って頂きました。

（広報厚生部 石川）

お知らせ

令和 6 年度小田原支部総会開催予定

日 時 令和 6 年 5 月 22 日（水） 17：30～19：00

場 所 小田原市民交流センター UMECO 会議室 1・2・3

懇親会 一膳飯屋八起（予定）小田原市栄町 1-1-27 おだわら市民交流センター UMECO 内

会員移動状況

令和 6 年 3 月 1 日付 高山 寛史会員 小田原市栄町 1-6-10 湘和小田原駅前ビル 4 階

《編集後記》 令和 5 年度広報紙第 4 号を発行させていただきます。一年間ありがとうございました。（門松）

早くも令和 6 年度の最終号となりました。1 年を通じて支部の活動をお伝えして参りましたが、一つ一つのイベントが運営に携わる様々な方々のご尽力の結晶なのだとつくづく思うことの繰り返しでした。また、ご多忙の中、現地に足を運んで頂いた皆様、紙面を通じて時を同じくして頂いた皆様に感謝申し上げます。（石川）

（発行者名 広報厚生部 門松 一湖 石川 真彦

発行責任者 支部長 小泉 伸）